概要版

第6次 春日井市

障がい者総合福祉計画

令和6年3月

春日井市

基本理念

障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり

計画策定の背景と趣旨

障がい福祉を取り巻く環境は、障がいの有無にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて大きく変化してきました。一方で複雑化・複合化する生活課題を抱えた世帯などへの支援といった地域課題が表面化し、より専門性を要する対応が求められるようになってきています。このような状況から、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため「第6次春日井市障がい者総合福祉計画」を策定します。

計画の位置づけ・期間

本計画は、「障害者基本法」に定める市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」に定める市町村障害福祉計画、「児童福祉法」に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

本計画の期間は、2024（令和6）年度から 2026（令和8）年度までの3年間とします。

■計画の関連イメージ

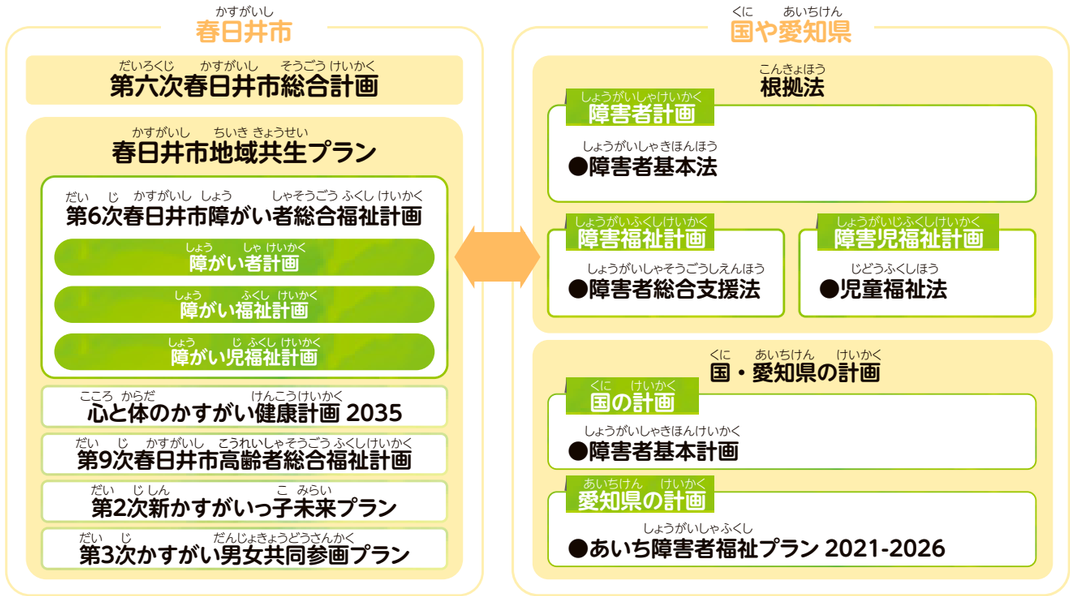

基本的視点

各分野に共通する横断的な考え方

- 障害者権利条約の理念の尊重
- 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障がい特性、複合的困難等に配慮したきめ細かい支援

重点目標

1　地域における生活支援の充実

障がいのある人やその家族が必要な時に必要な支援を地域で受けられるよう、地域の様々な機関が連携した重層的・包括的な支援体制を整備します。

- 障がい福祉サービス及び支援員等の質的向上と専門的人材の育成・確保
- 重層的・包括的な支援体制の整備　等

2　障がい児支援の充実

発達障がいや重症心身障がい児、医療的ケアを必要とする子どもなど、多様な状況にある子どもが個性を活かして、のびのびと成長できるよう支援します。また、すべてのライフステージで途切れない支援を行うため、保健・福祉・教育等の関係機関で連携を図ります。

- 医療的ケア児等への支援の充実
- 児童発達支援センターを中核とした支援体制の強化・拡充　等

3　障がいに対する理解の促進

障がいのある人が対面する、様々な社会的障壁の解消をめざして、障がいや、障がいのある人への理解の促進に努めます。また、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合いながら地域で安心して暮らすことのできる共生社会の普及・啓発に努めます。

- 障がい者の権利と差別解消に関する啓発　等

施策の推進

1 生活支援

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービスの提供体制や人材の育成等の質の向上に取り組みます。また、全世代・全対象に対応した包括的な支援体制を整備します。

| 基本的方向

●障がい福祉サービスの充実
●地域生活支援事業の充実　●重層的支援体制の整備
●自立した生活を支えるサービスの推進

2 障がい児の支援

障がいのある子どもや発達に遅れがみられる子どもに対して適切な支援ができるよう、サービスの量的・質的な充実や、児童発達支援センターの機能の強化を図ります。また、医療的ケアが必要な子ども等への支援を充実するため、実態把握と対応を検討します。

| 基本的方向

●障がい児支援の充実
●医療的ケア児等への支援の充実　等

3 保健・医療

障がいや疾病の予防や重度化の防止を図るとともに、精神障がいのある人や難病患者などを含め、重層的支援体制の整備の中で複合化する問題に対して、各分野を横断した包括的な支援を行う体制づくりを進めます。

| 基本的方向

●障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
●精神保健福祉施策の推進
●難病施策の推進
●感染症予防・対策の推進

4 教育

障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、それぞれの状況に応じた教育・支援を受けのびのびと成長できるよう、今後も教育環境を充実します。また、教育現場における障がい理解の促進を図ります。

| 基本的方向

●教育環境の充実
●障がい福祉教育の充実
●生涯学習環境の充実

5 文化芸術活動・スポーツ等

障がいの有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動やスポーツ活動に参加できる社会の実現に向け、障がいのある人の参加を支援する体制づくりや機会の充実を図ります。

| 基本的方向

●文化芸術活動の推進
●スポーツ・レクリエーション活動の推進
●交流の促進

6 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある人の一人ひとりの個性や状況に応じた就労が可能となるよう、雇用者の理解や合理的配慮の提供を促すとともに、就労に関するきめ細かな支援を行います。また、多様な雇用の場が確保できるよう、福祉的就労の場の拡充等を進めます。

| 基本的方向

●障がい者雇用の促進
●福祉的就労の充実

7 生活環境

障がいのある人が安心した生活を実現できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化、外出・移動の支援を推進します。また、障がいのある人が地域で快適に暮らせる多様な住環境を整備できるよう、事業者への働きかけを行います。

| 基本的方向

●福祉のまちづくりの推進
●住環境の整備

8 情報アクセシビリティ

必要な支援や制度の情報が確実に届くよう、情報提供の充実を図ります。また、多様な情報媒体による発信やコミュニケーションツールの充実、意思疎通支援の人材育成を行います。

| 基本的方向

●情報提供の充実
●意思疎通支援の充実

9 防災・防犯

障がいのある人が安心、安全に生活できるよう、防災対策を充実します。また、地域や警察等と連携した防犯体制の強化や地域での支援・見守りの充実を図ります。

| 基本的方向

●防火・防災対策の充実
●防犯対策の充実
●見守り活動の充実

10 差別の解消及び権利擁護の推進

障がいのある人への差別・偏見の解消や障がいに対する市民の正しい理解の普及・定着を図ります。また、権利擁護のための制度の普及や障がい者虐待を防止する取り組みを進めるとともに、共生社会の実現に向け、当事者団体等の活動を支援します。

| 基本的方向

●障がいを理由とする差別の解消の推進
●権利擁護の推進　●障がい福祉教育の充実
●地域共生社会の推進

11 行政サービス等における配慮

障がいのある人が行政サービスの利用等において適切な配慮を受けられるよう、各行政機関において職員対応要領を踏まえた対応を行います。また、選挙の投票等における障がいのある人に配慮した環境づくり、情報提供、意思疎通支援に取り組みます。

| 基本的方向

●市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
●選挙における配慮　●情報提供の充実

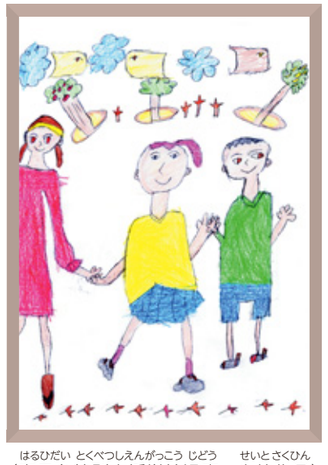

（春日台特別支援学校児童・生徒作品）

障がい福祉サービス・相談支援の活動指標

区分	内容	活動指標 2026年度
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	522人 10,337時間
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人等で常に介護を必要とする人を対象に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを総合的に行います。	7人 520時間
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人を対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。	45人 514時間
行動援護	自己判断能力が制限されている人を対象に、行動するときに生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行います。	38人 539時間
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が高い人を対象に、居宅介護を始めとする複数のサービスを包括的に行います。	0人 0時間
生活介護	常に介護を必要とする人を対象に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。	657人 延べ13,694日
自立訓練（機能訓練）		4人 延べ60日
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。	36人 延べ321日
宿泊型自立訓練		6人 延べ180日
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	186人 延べ2,869日
就労継続支援（A型）	一般企業などでの就労が困難な人を対象に、働く場の提供や、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は、雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な65歳未満の人、B型は、一般企業の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人が対象となります。	312人 延べ6,435日
就労継続支援（B型）		850人 延べ15,045日
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。	25人
自立生活援助	居宅において、単身等で生活することに不安がある人を対象に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。	2人
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人を対象に、就労の継続を図るため、一定期間、企業・事業・家族などとの連絡調整や必要な支援を行います。	70人

区分	内容	活動指標 2026年度
療養介護	医療と常に介護を必要とする人を対象に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活の世話を行います。	17人
短期入所（福祉型）	介護者が病気などの場合に、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	105人 延べ667日
短期入所（医療型）		10人 延べ41日
共同生活援助	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活の援助を行います。	443人
施設入所支援	施設入所者を対象に、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。	190人
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及びサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。	637人
地域移行支援	主に施設に入所している障がいのある人や病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保や地域で生活するために必要な相談などを行います。	2人
地域定着支援	主に居宅でひとり暮らしをする障がいのある人を対象に、連絡体制を確保し、障がいによる緊急の事態などに必要な相談などを行います。	2人

障がい児通所支援・相談支援の活動指標

区分	内容	活動指標 2026年度
児童発達支援	障がいのある子どもが児童発達支援センターなどの施設において、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	704人 延べ6,001日
放課後等デイサービス	主に小中学校、高等学校に通う障がいのある子どもに、授業終了後や休業日に、施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	923人 延べ13,005日
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある子どもに、専門知識を有する支援者が保育所等を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	68人 延べ86日
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、発達支援を行います。	4人 延べ5日
障がい児相談支援	障がいのある子どもの課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。	335人

※活動指標とは、成果目標を達成するために、指標となる数値（活動量）を定めたものです。少なくとも年1回は実績を把握して、計画の達成状況等の分析・評価を行います。活動指標は、1か月当たりで、そのサービスを利用する人の数とその時間または日数です。

※計画相談支援、障がい児相談支援については、月平均の利用する人の数（年間の総利用者数を算出し12か月で除した値）です。

地域生活支援事業の見込み量

区分		内容	活動指標 2026年度
障がい者相談支援事業	相談員数	障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。	14人
	相談件数		10,545件
成年後見制度利用支援事業		市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することで、成年後見制度の利用を支援します。	29件
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	聴覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに、手話通訳や要約筆記を行います。	375件
	要約筆記者派遣		12件
移動支援事業		社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出を支援します。	229人
			21,811時間
地域活動支援センター事業	事業所数(市内)	創作的活動、生産的活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る基礎的事業を行います。	16か所
	事業所数(市外)		6か所
	利用人数		434人
日中一時支援事業		活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、その他の支援を行います。	118人
			5,314日
訪問入浴サービス事業		訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。	1,171回
日常生活用具給付等事業		日常生活用具の給付により、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。	7,930件
自動車運転免許取得助成		自動車運転免許の取得に要する費用の助成、又は自動車の改造に要する費用の助成により、就労その他の社会活動への参加を促進します。	3件
自動車改造助成			15件

計画の推進

①庁内関係機関の連携

保健、医療、福祉、教育、住宅、まちづくりなど、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

②関係機関の連携

様々な主体と相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

③広報・啓発活動の推進

障がいのある人に対する理解の促進を図るため、多様な主体との連携による広報・啓発活動を効果的に推進します。

④計画の進行管理

「PDCAサイクル」の考え方を基本とし、計画の着実な推進に向けた点検、評価を行うとともに、必要に応じて計画を見直します。

第６次春日井市障がい者総合福祉計画【概要版】

発行年月／令和６年３月　編集・発行／春日井市　健康福祉部　障がい福祉課

〒486-8686　愛知県春日井市鳥居松町５丁目44番地
TEL：0568-85-6186　FAX：0568-84-5764
E-mail：shogaifk@city.kasugai.lg.jp

第６次春日井市障がい者総合福祉計画及び概要版は、市ホームページにも掲載しています。
https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/syogai/index.html

（表紙イラスト　春日台特別支援学校児童・生徒作品）